

第十九章 専利権の移転

1. 譲渡登録	2
1.1 譲渡登録の出願人	2
1.2 備えるべき出願書類	2
2. 承継登録	3
2.1 承継登録の申請人	3
2.2 備えるべき申請書類	3
3. 信託登録	4
3.1 信託登録の申請人	4
3.2 備えるべき申請書類	4
4. 許諾登録	5
4.1 許諾登録の申請人	5
4.2 備えるべき申請書類	5
5. 再許諾登録	6
5.1 再許諾登録の申請人	6
5.2 備えるべき申請書類	6
6. 質権設定登録	7
6.1 質権設定登録の申請人	7
6.2 備えるべき申請書類	7
7. 移転登録審査の注意事項	8
7.1 双方の代表	8
7.2 特許、実用新案の追加、関連意匠及び連合意匠の専利権	8

第十九章 専利権の移転

専利権は一種の無体財産権であり、譲渡、承継、信託、他人に実施を許諾又は質権の設定の対象とすることができる。専利権の移転は、双方の当事者の意思表示が一致したときに効力が発生する。ただし、第三者に対抗する効力を生じさせるためには、専利主務官庁で登録を完了されなければならない、当該登録は登録が許可された日を基準とする(経済部智慧財産局(90)智法字第09086000310号の解釈書簡を参照)。

専利権が裁判所又は行政執行分署により差押えられ、登録を経て記録がある場合、その後続する譲渡、信託、他人への実施許諾又は質権登録の設定は不受理としなければならない、差押えをした元の裁判所又は行政執行分署が当該差押登録を取消し又は取り下げして始めて受理することができる。

専利権の譲渡、承継、信託、実施許諾又は質権設定登録の申請人、備えるべき書類及び方式審査の要点について、を本章の規範の重点とする。

1. 譲渡登録

専利権者が法律行為によりその専利権を譲受人に移転する場合、権利の主体において変更が生じる。専利権の譲渡は双方の当事者の意思表示が一致した日に効力が発生するが、譲渡登録手続きを行うべきであり、それにより始めて第三者に対抗する効力が生じる。

会社が合併、分割等の原因で、法律に基づき消滅した会社又は分割された会社の専利権を受け継ぐ場合、権利の主体はすでに変更されていることから、同様に譲渡登録手続きを行わなければならない。

専利権の帰属に争いがあり、調停、仲裁又は判決手続きにより専利権者を確認する場合、権利の主体に変更があれば、確認を経て専利権者は調停、仲裁又は判決書類を備えて、譲渡登録により権利者の名義変更を申請することができる。

1.1 譲渡登録の出願人

専利権の譲渡登録を申請する場合、原専利権者又は譲受人の一方が申請しなければならない。

1.2 備えるべき出願書類

専利権の譲渡登録手続きには、以下の申請書類を備えなければならない：

- (1) 専利権譲渡登録申請書。
- (2) 譲渡契約又は証明書類：

- A.譲渡契約：原則上双方の当事者が署名捺印するが、譲渡人のみによる署名捺印である場合、譲受人は譲渡契約上に署名捺印していないが、譲渡申請書上に署名捺印して譲渡手続きを行っているため、いわゆる双方の意思表示が一致しているとして、補正を通知する必要はない。
- B.買収合併の証明書類：主務官庁が発行した書類又は買収合併に関連する契約でなければならない。
- C.その他の譲渡証明書類：
権利帰属の争議により協議を達成した場合、専利権帰属の協議書、その他の法令により取得した調停、仲裁又は判決書類等を添付することができる。
- (3)専利権の共有者が専利権の全て又はそのあるべき一部を他人に譲渡し、それぞれ異なる書類に署名捺印した場合、共有者全員の同意書を添付しなければならない。同一の書類に共同で署名捺印した場合、すでに同意の意思有りと認めるべきであり、別途同意書を送付する必要はない。
- (4)贈与税に関連する証明書類：
譲渡の原因が贈与であり、且つ譲渡人が自然人である場合、徴税機関が発行した完納証明書、免税証明書、贈与総額不算入証明書又は移転同意証明書のコピーを添付しなければならない。それを添付できない場合、譲渡登録は不受理としなければならない。

2. 承継登録

専利権者が専利権存続期間内に死亡し、権利が法により承継人により承継された場合、権利の主体がすでに変更されているため、承継登録手続きを行うことができる。

2.1 承継登録の申請人

専利権の承継登録は、承継人が申請を提出しなければならない。

承継人が数名である場合、承継人全員で共同して、又は承継人のうちの一人が承継人全員の名義で承継登録を申請することができ、承継人全員が共同で連署した場合、そのうちの1人を送達受取人として指定しなければならない。

2.2 備えるべき申請書類

専利権承継登録の手続きには、以下の申請書類を備えなければならない：

- (1)専利権承継登録申請書。
- (2)死亡証明書類。
- (3)承継の系譜。
- (4)証明書類は、以下のうちのひとつとすることができる：

A.全世帯の戸籍謄本。

B.承継証明書類。

(5)遺産税に関連する証明書類：

徴税機関が発行した完納証明書、免税証明書、遺産総額不算入証明書又は移転同意証明書のコピーを添付しなければならない。添付できない場合、承継登録は不受理としなければならない。

承継人が数人であり、そのうちの1人のみ又は数人により承継する場合、上述した申請書類のほかに、以下の書類のうちの一つを別途添付しなければならない。：

(1)裁判所が発行した承継放棄の証明書類。

(2)公証済みの遺言状。

(3)承継人全員が共同で署名した遺産分割協議書。

3. 信託登録

信託とは委託者が財産権を移転又はその他の処分をし、受託者が信託の本意により、受益者の利益又は特定の目的のため、信託財産の関係を管理又は処分することを指す。専利権者が専利権を信託財産とし、他人にその専利権の管理処分を委託した場合、登録手続きを行わなければならない。

3.1 信託登録の申請人

専利権信託登録の申請は、原専利権者又は受託者が申請を提出しなければならない。

3.2 備えるべき申請書類

専利権信託関連登録の手続きには、以下の書類を備えなければならない。：

(1)専利権信託登録申請書。

(2)信託契約又は証明書類：

A.信託登録の申請：信託契約又は証明書類。

B.信託抹消登録の申請(信託関係が消滅し、専利権は委託者が取得)：信託契約又は信託関係消滅の証明書類。

C.信託帰属登録の申請(信託関係が消滅し、専利権は第三者に帰属)：信託契約又は信託帰属証明書類。

D.信託登録におけるその他の変更事項の申請：変更に関する証明書類。

専利権が共有である場合、信託登録手続きにおける同意書を添付すべき処理原則については、本章 1.2 の専利権共有に関する譲渡に備えるべき書類の規定を参照すること。

4. 許諾登録

専利権の他人への実施許諾は、専利の実施権、即ち製造、販売のための申出、販売、使用又は上述した目的のために輸入する等の権限を他人に付与して実施することを指す。許諾者(専利権者)はその権利地位を他人に譲渡移転するのではなく、自己の権利における実施権を他人に行使させるだけであり、自分は依然として専利権者の地位を保有する。

専利権について実施権を他人へ許諾する場合、専用実施権又は通常実施権とすることができる。「専用実施権」の場合、被許諾者は許諾された範囲内において、専利権者及び第三者が当該発明を実施することを排除することを指し、「通常実施権」とは、許諾後も専利権者が同一の許諾範囲内について第三者に当該発明の実施を許諾できることを指す。

また、専利権が共有である場合、専利法の規定により、共有者全員の同意の下、専利権を全て譲渡、信託、他人への実施の許諾、質権の設定又は放棄することができる。また、その他共有者の同意の下、そのあるべき一部を他人へ譲渡、信託又は質権の設定をすることができる。言い換えれば、専利権が共有である場合、共有者全員の同意を経た時のみ、専利権の全てを他人に実施許諾することができ、そのあるべき一部のみを他人に実施許諾することはできない。

4.1 許諾登録の申請人

専利権の許諾登録を申請する場合、専利権者又は被許諾者が申請を提出しなければならない。

4.2 備えるべき申請書類

専利権許諾登録の手続きには、以下の書類を備えなければならない。:

(1)専利権許諾登録申請書。

(2)許諾契約又は証明書類:

A.許諾登録の申請:許諾契約又は証明書類。

B.許諾抹消登録の申請:被許諾者が発行した登録抹消同意書、裁判所による判決書及び判決の確定証明書、又は法に基づき裁判所による確定判決と同等の効力を有する証明書類。ただし、許諾期間満了により消滅した場合、添付は免除される。

C.許諾変更登録申請:変更に関する証明書類。

前述した許諾契約又は証明書類には、以下の事項を記載しなければならない。:

(1)特許、実用新案又は意匠の名称又はその専利証書番号。

(2)許諾の種類、内容、地域及び期間：

A.許諾の種類：専用実施権又は通常実施権かを明記しなければならない。許諾の種類を審査する際、書面契約に記載された専利法が定める専用実施権の規定に符合しているか否かについて審査を行なうことにより、その許諾の種類を確定し、契約書の内容と申請書に記載されている内容が一致しているか否かを形式上照し合せる。

B.許諾の内容：実施権を付与した内容、例えば：製造、販売のための申出、販売、使用、上記目的のための輸入等を明記しなければならない。一部の請求項について他人へ実施を許諾する場合、許諾内容の中にその請求項の番号を明記しなければならない。

C.許諾地域：台湾全土又は一部の区域とすることができ、一部の区域である場合、その区域を詳しく記載しなければならない。

D.許諾期間：専利権存続期間に限る。

専利権が共有である場合、専利権許諾登録手続きに添付すべき同意書の処理原則は、本章 1.2 の専利権共有に関する譲渡に備えるべき書類の規定を参照すること。

5. 再許諾登録

再許諾も許諾に属し、依然として当事者間の約定に属し、合意した時に効力が発生する。専利権の他人への実施許諾について、専用実施権である場合、専用実施権者はその許諾された権利を第三者の実施に再許諾（サブライセンス）することができる。ただし、契約に別途約定がある場合、その約定に従う。通常実施権であり、通常実施権者が専利権者又は専用実施権者の同意を得ていない場合、その許諾された権利を第三者の実施に再許諾することはできない。

5.1 再許諾登録の申請人

専利権の再許諾登録は原実施権者又は再実施権者が申請を提出しなければならない。

5.2 備えるべき申請書類

専利権の再許諾登録手続きには、以下の書類を備えなければならない。：

(1)専利権の再許諾登録申請書。

(2)再許諾契約又は証明書類。

A.再許諾登録の申請：再許諾契約又は証明書類。

B.再許諾抹消登録の申請：再実施権者が提出した登録抹消同意書、裁判所の判決書及び判決の確定証明書、又は法に基づき裁判所による確定判決と同等

の効力を有する証明書類。ただし、原許諾又は再許諾の期間満了により消滅した場合、添付は免除される。

C.再許諾変更登録の申請：変更に関する証明書類。

前述した再許諾契約又は証明書類に記載すべき事項は、本章 4.2 の許諾契約又は証明書類に記載すべき事項に関する規定を参照すること。ただし、再許諾の内容、地域及び期間は、原許諾の範囲内に限る。

通常実施権者が再許諾する際、専利権者又は専用実施権者の同意を得なければ再許諾することができない。このため、登録申請は登録申請に関連する申請書、契約又は証明書類を添付すべきであるほか、専利権者又は専用実施権者が登録申請書内にその同意の旨又はその他その同意の旨を表彰する証明書類を添付しなければならない。

6. 質権設定登録

台湾の民法には動産の質権と権利の質権の規定があり、専利権は一種の無体財産権で、専利権を対象として質権を設定することは、自然と権利の質権に属し、同時に本質上もまた担保物権に属する。

同一の専利権は重複して質権の設定を登録することができ、専利権者は複数の債権を担保するため、同一の専利権について複数の質権を設定した場合、その順番は登録の前後によりこれを定める。専利権を質権の設定の対象とする場合、契約に別途約定がある時を除き、質権者は当該専利権を実施することはできない。

6.1 質権設定登録の申請人

専利権の質権設定登録を申請する場合、専利権者又は質権者が申請を提出しなければならない。

6.2 備えるべき申請書類

専利権の質権登録手続きには、以下の書類を備えなければならない。：

(1)専利権の質権登録申請書及び専利証書。

(2)質権設定の契約又は証明書類：

A.質権設定登録の申請：質権設定の契約又は証明書類。

B.質権抹消登録の申請：債権弁済証明書類、質権者が提出した登録抹消同意書、裁判所の判決書及び判決の確定証明書又は法に基づき裁判所による確定判決と同等の効力を有する証明書類。

C.質権の変更登録の申請：変更に関する証明書類。

前述した質権設定の契約又は証明書類には以下の事項を記載しなければならない

ない。:

(1)特許、実用新案又は意匠の名称又はその専利証書番号。

(2)債権金額及び質権設定期間、質権設定期間は、専利権存続期間に限る。

専利権が共有である場合、質権の設定登録手続きに添付すべき同意書の処理原則は、本章 1.2 の専利権共有に関する譲渡に備えるべき書類の規定を参照すること。

7. 移転登録審査の注意事項

7.1 双方の代表

専利権の譲渡、信託、他人への実施の許諾と質権登録の手続きを行う際、双方の代表に関する規定については、本篇第 11 章第 3.1 を参照すること。

7.2 特許、実用新案の追加、関連意匠及び連合意匠の専利権

特許、実用新案の追加（実用新案の追加：2001 年の法改正により現在では廃止されている制度）における専利権は、その元の専利権と併せて専利権の譲渡、信託、承継又は質権設定などの移転登録手続きを行わなければならない。並びにそれぞれ移転登録の申請書、証明書類及び納付費用を備えなければならない。許諾登録の手続きを行う際、特許権、実用新案権の追加の専利権は単独で処理することができる。

連合意匠の専利権は、その本意匠の専利権と併せて専利権の譲渡、信託、承継、許諾又は質権設定などの移転登録手続きを行わなければならない。連合意匠権は本意匠権に従属するため、単独で主張することはできない。このため、専利権の移転登録をする際にはそれぞれ移転登録の申請書、証明書類を備えなければならないが、一件の専利権移転手数料のみ納付すればよい。

関連意匠の専利権は、その本意匠の専利権と併せて専利権の譲渡、信託、承継、許諾又は質権設定などの移転登録手続きを行わなければならない。関連意匠権は単独で主張でき、且つ単独の専利権証書を有するため、それぞれ移転登録の申請書、証明書類及び個別に納付費用を備えなければならない。本意匠権が当然消滅又は取消しが確定したが、その関連意匠が依然として二つ以上存続する場合、それらの関連意匠権の譲渡、信託、承継、許諾又は質権設定も、併せて行わなければならない。且つそれぞれ移転登録の申請書、証明書類及び個別に納付費用を備えなければならない。